

就 業 交 替 要 綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人山辺町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が、就業するにあたり必要な事項を定める。

(交替等)

第2条 同一就業で同一会員が満3年就業した場合は、交替するものとする。

2 就業期限内に欠員が生じたときは、あらかじめ就業希望者を把握しておき順次交替する。ただし、特に発注者の要望がある場合は、就業期間を短縮又は延長することができる。

3 交替者は、能力、体力、健康などを考慮し、又は本人の意向により出来る限り他の業務への就業を希望することができる。

(複数箇所への継続就業禁止)

第3条 原則として2箇所以上の継続就業はできない。

(通 告)

第4条 満3年就業に至り、交替する場合は、1カ月以上前にその旨をセンター事務局から会員に通告する。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。